

つくば市で社会福祉法人設立をお考えの方へ

福祉部社会福祉課

○社会福祉法人の要件について

1 事業について

社会福祉法人が行うことのできる事業は、

- ①社会福祉事業
- ②公益事業
- ③収益事業

とされており（社会福祉法第22条、第26条）、このうち社会福祉事業が主たる地位を占めるものでなければなりませんとされています（社会福祉法人審査基準）。

2 資産について

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないとされています（社会福祉法第25条）。資産は基本財産とその他財産に分かれ、そのそれぞれに要件が定められています。

＜基本財産についての要件＞（社会福祉法人審査基準）

- ・原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件（土地・建物等）について所有権を有し、登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
- ・個別に定める事業の用に供する不動産については、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差支えない（別紙参照）。

＜その他の資産について＞（社会福祉法人審査要領）

法人設立時には、社会福祉事業の実施にかかる資産の取得に必要な資金及び社会福祉法人の運営に必要な資金として法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、預金等を準備する必要があります。

※介護老人福祉施設等の介護保険法上の事業、障害福祉サービス事業を主として行う場合は12分の2以上が望ましいとされています。

3 評議員、理事、監事について

評議員、理事、監事については以下のとおり要件が規定されています（社会福祉法第40条、第44条、社会福祉法人審査基準、同審査要領）。

＜評議員の要件＞

- ・評議員の数は理事の員数を超えた数とすること。

- ・評議員は法人の理事、監事又は職員を兼ねることができないこと。
- ・評議員は「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任すること。
- ・評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと。

<理事の要件>

- ・理事は6人以上でなければならないこと。
- ・理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
- ・理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他特殊の関係のある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと。

<監事の要件>

- ・監事は2人以上でなければならないこと。
- ・監事には、次に掲げる者が含まなければならない。
 - ①社会福祉事業について識見を有する者
 - ②財務管理について識見を有する者
- ・理事又は職員を兼ねていないこと。
- ・監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと。

4 評議員、理事、監事の欠格事由について

以下に該当する方は評議員、理事、監事となることはできません（社会福祉法第40条、同法44条）。

- ・法人
- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

○定款・認可・設立登記について

社会福祉法人設立の際には、以上の要件を満たした上で、定款、社会福祉法人設立認可申請書、必要書類をつくば市に提出します。

1 定款について

定款に記載する事項には、以下の3種類があります。

- (1) 必要的記載事項…必ず定款に記載しなければならない事項で、1つでも欠けると定款の効力が生じない事項
- (2) 相対的記載事項…記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- (3) 任意的記載事項…法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

必要的記載事項は以下のとおりです（社会福祉法第31条第1項各号に掲げる事項）。

- ①目的
- ②名称
- ③社会福祉事業の種類
- ④事務所の所在地
- ⑤評議員及び評議員会に関する事項
- ⑥役員（理事・監事）の定数その他役員に関する事項
- ⑦理事会に関する事項
- ⑧会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ⑨資産に関する事項
- ⑩会計に関する事項
- ⑪公益事業を行う場合には、その種類
- ⑫収益事業を行う場合には、その種類
- ⑬解散に関する事項
- ⑭定款の変更に関する事項
- ⑮公告の方法
- ⑯設立当初の役員及び評議員の氏名

2 法人設立認可書の交付と登記

設立認可申請審査が終了すると、法人設立認可書が交付されます。法人設立認可書が到達した日から2週間以内に法人設立登記をしなければならず、登記事項は以下のとおり決められています（組合等登記令第2条）。

- ①目的及び業務
- ②名称
- ③事務所の所在場所
- ④代表権を有する者の氏名、住所及び資格

⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

⑥資産の総額

※資産の総額資産の総額については、毎事業年度終了後3月以内に必ず変更登記を行う必要があります（組合等登記令第3条）。

○法人設立登記後の手続きについて

1 理事、監事、評議員、理事長の選任

(1) 法人設立登記後、次の順序で理事、監事、評議員及び理事長を選任します。

①法令、定款の定めに従い、評議員の選任を行います。

②①で選任された評議員で構成された評議員会を開催し、理事・監事を選任します。

③②で選任された理事で構成された理事会を開催し、法令・定款で定められた方法により理事長を選任します。

(2) 代表権を有する理事（理事長）を登記します。

2 贈与財産移転報告

設立登記を終えたら、先に締結した贈与契約により、速やかに財産目録記載の財産の移転を行い、移転を終了した後1か月以内につくば市長宛てに報告を行ってください（社会福祉法施行規則第2条第4項）。

3 建物の完成・登記、定款変更届

建物が完成し、建物の所有権保存登記が完了したら、基本財産に編入する手続きを行ってください。評議員会でこれに係る定款変更をすることを決議し、「定款変更届」により、つくば市長宛てに基本財産が増加した旨の届を提出してください（社会福祉法第45条の36、同法施行規則第4条）。

【別紙】

(1) 特別養護老人ホーム

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められています。なお、特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は貸借権を設定し、これを登記することが必要となります。

(平成 12 年 8 月 22 日付通知「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」)

(2) 保育所

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められています。なお、貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は貸借権を設定し、かつこれを登記することが必要となります。

(平成 16 年 5 月 24 日付「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」)

(3) 「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」

地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」を設置すること及び構造改革特別区域において「サテライト型障害者施設」を設置することについて、以下の要件を満たす場合、国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けて設置することが認められています。

- ① 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設又はサテライト型施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は貸借権を設定し、これを登記すること。
- ② 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること 等

(平成 16 年 12 月 13 日付「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」)